

指導参考資料（教職員用）

拉致問題に対する理解を深めるために （改訂版）



令和4年4月
鳥取県教育委員会

目 次

1	拉致問題について	1
	【教材】拉致被害者ご家族へのインタビュー記録	2
2	国や本県の事業等について	4
3	学習指導事例について	
	(1) 指導上の留意点	5
	(2) 小学校（高学年）の指導事例	
	○アニメ「めぐみ」を取り上げた指導例（総合的な学習の時間）	6
	【教材】子どもの権利条約カード	7
	○アニメ「めぐみ」を取り上げた指導例（道徳）	9
	(3) 中学校の指導事例	
	○インタビュー記録を取り上げた指導例（総合的な学習の時間）	10
	【教材】世界人権宣言カード	11
	○アニメ「めぐみ」を取り上げた指導例（道徳）	13
	(4) 高等学校の指導事例	
	○新聞の社説を取り上げた指導例（ホームルーム活動）	14
	(5) 児童生徒の発達段階を踏まえた計画的な指導	15
4	学習を進めるにあたって	16
	【資料】北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール受賞作品	17
	<参考資料>	19

本資料は、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題に対する理解を深めることを通して、人権教育のより一層の推進を図ることを目的に作成したものです。

1 拉致問題について

1970年代から80年代にかけて、日本人が不自然な形で姿を消す事件が続けて発生し、北朝鮮当局により拉致されたのではないかと疑われています。

鳥取県には、1977(昭和52)年に行方不明になり、2006(平成18)年、日本政府により拉致被害者と認定された松本京子さん(米子市出身)の他にも、矢倉富康さん(米子市出身)、古都瑞子さん(日南町出身)、上田英司さん(伯耆町出身)、木町勇人さん(大山町出身)が拉致されたと疑われています。

北朝鮮当局は、2002(平成14)年9月の日朝首脳会談において初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。これを受け、同年10月、5名の拉致被害者の帰国が実現しました。

国際連合は、2003(平成15)年以来毎年、北朝鮮に対して拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国では、2006(平成18)年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)が制定され、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務であると定められました。さらに、2008(平成20)年3月に公表された

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」において、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が人権課題として例示されました。2011(平成23)年4月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、学校教育において拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進することが明記されました。

鳥取県では、一日も早い拉致問題の解決をめざして、「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」を毎年開催し、県民の意識啓発に努めたり、拉致問題人権学習会(人権学習講師派遣事業)やアニメ「めぐみ」を活用したりするなど、拉致問題に対する理解を深めるよう取り組んでいます。

年	主な出来事
1969	上田英司さん行方不明に
1975	木町勇人さん行方不明に
1977	松本京子さん行方不明に 古都瑞子さん行方不明に
1988	矢倉富康さん行方不明に
2002	日朝首脳会談 (北朝鮮が拉致を認める)
2006	「北朝鮮人権法」制定 松本京子さんの拉致被害認定
2011	人権教育・啓発基本計画一部変更 (拉致問題を追加)



▲「必ず取り戻す!北朝鮮による日本人拉致問題」
(政府広報オンライン)

拉致被害者ご家族へのインタビュー記録

1970～80年代、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致されたと疑われていますが、日本政府が拉致被害者と認定しているのは17人です。そのうちの1人、米子市出身の松本京子さんは1977（昭和52）年に行方不明になり、2006（平成18）年、日本政府により拉致被害者と認定されました。

この資料は、松本京子さんの兄、松本孟さんにお話を伺ったものです。



松本京子さん

—— 妹の京子さんはどんな方だったのでしょうか。

どこにでもいる女の子という感じの子でした。中学校を卒業してすぐに近くの縫製工場に就職しました。当時は東京オリンピックの前、高度経済成長の真っ只中で、中学生は「金の卵」と呼ばれ、卒業してすぐに就職する人がたくさんいた時代でした。妹の職場には同世代の女の子の人がたくさんおられ、一緒に映画に行ったり、小旅行に行ったり、楽しく勤めさせてもらっていたようです。

—— 妹さんが行方不明になった時の様子を教えてください。

1977（昭和52）年10月、29歳の時でした。妹は午後8時頃、母に「編み物教室に行く」と言って出かけたまま帰って来ませんでした。母が編み物教室に電話したところ、「教室には来ていない」ということでしたので警察に連絡しましたが、いつまで待っても帰って来ませんでした。

—— 警察の捜査でどんなことがわかりましたか。

当日、妹と一緒にいた2人の男性が目撃されています。翌日には、妹のサンダルが片方だけ近所の家の裏側で発見されています。その現場に、2、3日前から不審な高級車が止まっていたという目撃証言もあります。



松本京子さんが拉致されたとされる現場（昼間に撮影）

—— ご家族の皆様はとても心配されたことと思いますが、どんな様子だったのでしょうか。

当時は父が亡くなったばかりでしたし、私は別のところに住んでおりましたので、母と妹の2人暮らしでした。母は、私のいとこと一緒に、境港から米子の海岸付近を、来る日も来る日も捜したそうです。

—— どうして拉致の被害に遭われたのだということがわかったのですか。

行方不明になって19年ほどたった頃、「拉致されたのではないか」と言ってくる人がありました。あるテレビ局からは、「北朝鮮を脱出した人が韓国で貿易商をしており、『京子さんを見た』と言っているが、一緒に行ってみますか」と誘われ、韓国までその人に会いに行きました。そうして、妹の写真を見てもらったところ「4回会ったことがある」と言われ、その時の話を色々してくれました。

—— 拉致されたとわかったとき、お母様はどんな様子でしたか。

妹が帰って来なくなってから、母は妹の話をしなくなり、家族もその話題に触れてはいけないような雰囲気になっていました。だから、母の気持ちは正直なところよくわかりません。ただ、他の拉致被害者のお母様のお話によると、「自分が何か気に入らないことを言ったから帰って来なくなったんじゃないか」などと思いつめることが多くあるようです。妹の場合、人のうわさでは生きていらしいが、何の裏づけもないという状況ですので、精神的にとってもつらかったのではないかと思います。

—— その後、事態は良い方向に進んだのでしょうか。

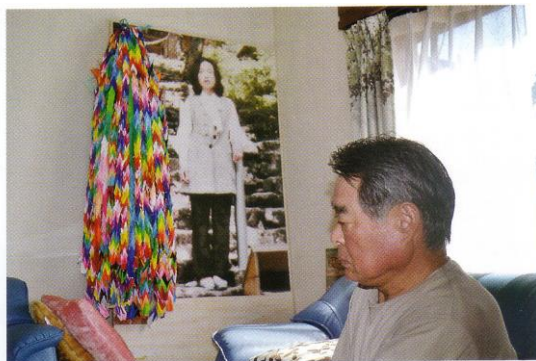
2002（平成14）年に北朝鮮当局が拉致を認め、拉致被害者やその家族の帰国が3度にわたって実現しましたが、妹については2006（平成18）年、日本政府によって拉致被害者に認定された後も何も進展していません。色々なうわさが耳に入ってはきますが、北朝鮮当局が妹の入国を認めていないため、何が本当なのかわからない。助けられるものかどうかともわからない。それがつらいところです。

—— 孟さんのお母様は、残念ながら2012（平成24）年11月に亡くなられたとのことですが、何か言っておられましたか。

母は数年前から体調を崩して、入退院を繰り返していたのですが、看護師さんによく「京子に会いたい」と言っていたようです。母が亡くなった後、ダンスを開けてみましたら、妹が編んだカーディガンと一緒に、妹が政府から拉致被害者に認定された時の新聞の切り抜きが出てきました。親なんだなあ……そんなに興味がないような顔をしていましたけれども、人前では……でも新聞の切り抜きをちゃんと残している。ずっととってしまっている。何とも言えませんでした。

—— 妹さんが無事帰ってこられたらどんなことをしてあげたいですか。

好きだった歌手のコンサートにつれて行ってやりたいです。弓ヶ浜半島の思い出の地を案内して回ってやるというのもしてみたいです。高度経済成長があって、妹が暮らしていた頃と全然違う景色になっているし、社会の豊かさも全然違う……さぞかしびっくりするだろうと思います。



松本京子さんのパネルの前に語る松本孟さん。千羽鶴は各地の公民館のほか、個人から贈られたものです。

—— 拉致問題で妹さんが奪われたものは何だと思いますか。

「自由」です。自分の意志で生活を決められる……食べたい時に食べられ、眠りたい時に安心して眠れる、そんな当たり前のことができる自由。妹の場合、中学校を卒業して14年間働いて、29歳になって「人生これから」という時にいなくなってしまった。どこにでもいる女の子という感じで暮らしていた時にはほとんど意識しなかったけれども、いなくなってしまうてこれは大変だと思い知らされた。だから、そこで奪われたものが何かと尋ねられたら、それは自由、自分の人生を自分で決められる自由、何を置いてもこれだと思います。仮に妹が帰って来られたとしても、こればかりは帰って来ない。そう強く思います。

—— 拉致問題の解決に向けて、若い人たちにどんなことを期待しますか。

拉致問題で1人の命を救うというのはとても難しい。活動に取り組んでみて強く思います。だからこそ、社会人一步手前の学生さんには、将来何になるかじっくり考えることを何よりも大切にしてほしいと思います。ある高校で交流学習をさせていただいた時に、「将来、選挙で投票するようになった時に、きちんと選べる大人になっておきたい」と言われた方があり、しっかりしておられるなど感心したことがありました。学生の皆さんには、選んだ道が就職であっても進学であっても、達成できる小さな目標を持って一つずつ乗り越えていくこと、しっかり基礎を築きながら、同時に色々な角度から物事を見つめられるように成長していくことを大切にしてほしいと思います。そうやって成長していった先で、なおかつこの問題に関心を持ち続けてもらっていたとしたら、それはとてもありがたいこと、私たちにとって大きな力になることだと思います。

2 国や本県の事業等について

〈国の取組〉

(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール

2017（平成 29）年から、中学生及び高校生を対象として、拉致問題関連の映像作品や舞台劇の視聴、拉致問題関連の書籍の読書等を通じて拉致問題を知ってもらい、さらに自分自身で拉致問題について学習し、理解を深めてもらうことを目的として、政府拉致問題対策本部が北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール（<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/sakubun.html>）を実施しています。

(2) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

毎年 12 月 10 日から 16 日までは、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。これは、2006（平成 18）年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国民の間に広く関心と認識を深めることを目的として設けられました。啓発週間の目的を踏まえ、国及び地方公共団体は、様々な事業を実施しています。

〈本県の取組〉

(1) 拉致問題の早期解決を願う国民のつどい

政府拉致問題対策本部と鳥取県等が主催し、県民の皆さんが拉致問題への関心を高め、日本政府や国際世論を後押しして拉致問題の早期全面解決が実現することを願って、毎年開催しています。拉致被害者のご家族の訴えや専門家による講演、映画上映などを行い、拉致問題解決へ向けた思いや願いを発信しています。



令和3年度「国民のつどい」

(2) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

鳥取県では、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の期間に合わせ、アニメ「めぐみ」の上映会や、拉致問題啓発パネル展の開催、「ブルーリボン」ライトアップなど、県内各所で啓発を行っています。



「ブルーリボン」ライトアップ

(3) 拉致問題人権学習会（人権学習講師派遣事業）

拉致問題をテーマとして、拉致被害者ご家族を招いた人権学習会を実施しています。早期全面解決に向けた理解の促進と人権意識の向上を図っています。

3 学習指導事例について

(1) 指導上の留意点

以下の点に留意しながら指導に当たることが大切です。

児童生徒の理解を深めるよう工夫する

- ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律*1」（平成18年施行）及び「人権教育・啓発に関する基本計画*2」（平成23年一部改正）で示された考え方（拉致問題は北朝鮮当局による人権侵害であること）に対する理解を深めるとともに、被害者やその家族の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性を育むようにするなどの工夫をする。

*1 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC10000000096>

*2 <https://www.moj.go.jp/content/000072340.pdf>

各教科等の特質、児童生徒の発達段階等を踏まえた指導を行う

- ・各教科等の目標を達成することを第一義とし、児童生徒にどのような資質・能力を育てたいかを明確に位置づけながら指導を行う。併せて、教育の中立性を確保するとともに、児童生徒の発達段階や生活実態を踏まえつつ、児童生徒やその保護者等の中にこの問題の当事者となっている人がいることも想定しながら指導を行う。

新たな差別や偏見を生み出すことのないよう配慮する

- ・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約*3」（平成7年批准）が「人種差別につながる偏見と戦い、諸国民の間及び人種又は種族の集団の間の理解、寛容及び友好を促進」するとしていることを踏まえ、外国人等への差別を助長することのないよう配慮する。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すようなことはあってはならない。

*3 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html

○アニメ「めぐみ」について

1977（昭和52）年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様を描いた25分のドキュメンタリー・アニメです。より授業で取り上げやすいように、短縮版（約15分）もあります。以下のホームページから無料でダウンロードできます。

<https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/gaiyou.html>



(2) 小学校（高学年）の指導事例

○アニメ「めぐみ」を取り上げた指導例（小学校高学年 総合的な学習の時間）

- 1 単元名 21世紀を人権の世紀にしよう！
- 2 単元の目標
子どもの権利をめぐる問題について探究する活動を通して、子どもの権利の現状や問題点を理解するとともに、問題の解決策を自分の生き方と結び付けて考え、人権劇として発信する。
- 3 単元の評価規準（省略）
- 4 指導と評価の計画（省略）
- 5 育てたい資質・能力
 - ・人権に関する国内法や条約等に関する知識（知識）
 - ・自己の周囲、具体的な場面において、人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲・態度（態度）
- 6 本時の指導（2時間扱い）※単元の導入として
（本時目標）子どもの権利の視点から、社会的問題について筋道を立てて考えることができる。

学習活動	指導上の留意事項 <準備物>	評価（○）及び評価方法、資質・能力（※）
1 本時の学習課題をとらえる。	子どもの権利条約を基にして社会を見つめてみよう	
2 自分の身の回りで権利が保障されていない現実がありはしないか考える。 （個人思考）→（ペア活動）→（全体活動）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約（チェック1欄）をチェックリストとしながら考える。 ＜「子どもの権利条約カード」＞ 	※人権に関する国内法や条約等に関する知識（知識） ○子どもの権利の視点から、社会的（身近な）問題について筋道を立てて考えているか。 <u>制作物による評価</u> ・チェックリスト <u>観察による評価</u> ・班活動での発言 ・全体活動での発言
3 アニメ「めぐみ」を視聴する。	＜DVD：アニメ「めぐみ」＞	
4 拉致問題で奪われた権利にはどんなものがあるか考える。（個人思考） ↓ ・奪われた権利について整理・分類し、分類したものにタイトルをつける。（班活動） ↓ ・班でまとめた意見を発表し、話し合う。（全体活動）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約（チェック2欄）をチェックリストとしながら考える。 ・各場面を振り返りながら考えられるよう場面絵を掲示する。 ＜場面絵、「子どもの権利条約カード」＞ ・班で整理・分類させるため、切り離れた「子どもの権利条約カード」を班に配る。 ・拉致問題が北朝鮮当局による人権侵害であることを理解させるとともに、新たな差別や偏見を生み出すことのないよう配慮する。 ・「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等の視点を紹介する。 	○子どもの権利の視点から、社会的（拉致）問題について筋道を立てて考えているか。 <u>制作物による評価</u> ・チェックリスト <u>観察による評価</u> ・班活動での発言 ・全体活動での発言
5 交流を振り返り、国際的な人権問題について関心をもったことをもとに、探究していくための課題を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「今日の気づき」「自分との関わり」の視点から記入させる。 ＜振り返りカード＞ ・子どもの権利をめぐる世界各国の問題状況について感じた問いを踏まえ、見通しをもって課題を設定できるようにする。 	※自己の周囲、具体的な場面において、人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲・態度（態度）

【本時以降の展開例】

- 子どもの権利をめぐる世界各国の問題状況を理解し、国際的な人権保障の取組について探究する。
〔国際紛争と子ども、世界各国の就学率・識字率、ユネスコ・ユニセフ、各種NGOの活動 等〕
- 自分の生き方と結び付けながら、人権劇として発表する。

子どもの権利条約カード

<p>第1条 子どもは18才未満 この条約では18才になっていない人を子どもとします。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第2条 差別されない 子どもは、人種、性別、文化、意見、障害、生まれたところなどの理由で差別されません。国はできることを全てします。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第3条 その子どもにとって最もよいことを 子どものために何かを行うときは、その子どもにとって最もよいことは何かを考えた上で行います。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第4条 国がすべきこと 国は、この条約で認められた権利を実現するために、できることは全てします。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第5条 父母（保護者）はふさわしい指導を 父母（保護者）は、その子どもの成長のためにふさわしい指導をする責任と権利があります。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第6条 一人一人の子どもの生命を大切に 子どもの生命は大切にされます。子どもの生命が大切にされ、子どもが成長できるよう、国はできるだけのことをします。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第7条 名前と国籍を持てる 生まれた子どもは、名前と国籍（こくせき）を持てます。また、できるだけ父母を知り、父母によって育てられます。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第8条 国籍や名前等は大切にされる 子どもの国籍（こくせき）や名前等は大切にされます。これらが大切にされていない時は、国はなるべく早くよい状態にします。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第9条 父母から引き離されない 子どもは父母から引き離されません。一緒（いっしょ）に暮らさない方がその子どもにとって最もよいと考えられる場合を除きます。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第10条 別の国にいる父母と会える 子どもが父母と別の国に住んでいる時、国は一緒（いっしょ）に暮らせるよう、または定期的に会えるよう努力します。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第11条 自分の国で暮らせる 子どもは自分の国で暮らせます。国は、子どもが外国に連れ去られたり、外国から帰れなくなったりしないようにします。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第12条 自分の意見を表明できる 子どもは自分の意見を表明できます。子どもの意見は、子どもの成長ぶりにあわせて大切にされます。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第13条 自由に表現できる 子どもは色々な方法で情報を手に入れたり、表現したりできます。ただし、他の人に迷惑をかけてはいけません。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第14条 思想・良心・宗教を決められる 子どもは思想・良心・宗教を自分で決められます。父母（保護者）の考えは、子どもの成長ぶりにあわせて大切にされます。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第15条 集会を開ける 子どもは自分たちの会を作ったり、その会に集まったりできます。ただし、他の人に迷惑をかけてはいけません。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第16条 プライバシーを守れる 子どもは私生活をあばかれたり、名誉（めいよ）を傷つけられたりしません。国はそのような行いから子どもを守ります。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第17条 よい情報を手に入れられる 子どもが心や体を成長させるためによい情報を手に入れられるよう、国はテレビ番組を作る人や本を作る人たちに働きかけます。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第18条 子どもの成長は父母（保護者）の責任 父母（保護者）は子どもの成長に責任をもちます。国は、父母（保護者）が責任をはたせるよう応援します。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第19条 ひどい行いから守られる 子どもの心や体に暴力をふるう、子育てをやめてしまう、その他の色々なひどい行いを受けないよう、国は子どもを守ります。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第20条 家族を奪われた子どもは守られる 何かの理由で、家族を奪（うば）われた子どもや、家族と一緒に（いっしょ）に暮らせなくなった子どもが成長できるよう、国は子どもを守ります。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>

子どもの権利条約カード

第21条 養子縁組をよい形にできる 養子縁組（ようしえんぐみ）をする時は、それが子どもにとって最もよいこととなるよう、国は丁寧（ていねい）に手続きを進めます。	チェック1 チェック2	第22条 難民の子どもは守られる 難民の子どもが成長できるよう、また、はなればなれになった父母（保護者）と会えるよう、国はできるだけのことをします。	チェック1 チェック2
第23条 障がいのある子どもの成長は保障される 障がいのある子どもができるだけ自立し、社会に参加しやすくなるよう、国はできるだけのことをします。	チェック1 チェック2	第24条 健康を保てる 子どもは健康を保てます。子どもが病気の治療（ちりょう）や予防を受けられるよう、国はできるだけのことをします。	チェック1 チェック2
第25条 よい治療を受けられる 心や体の治療（ちりょう）を必要とする子どもは、よい治療（ちりょう）を受けられるよう、国に定期的に病院等の状況（じょうきょう）をチェックしてもらえます。	チェック1 チェック2	第26条 医療保険等を受けられる 子どもは、医療（いりょう）保険等のサービスを受けられます。家計が苦しい等の家庭の事情を考えながら、国はサービスをします。	チェック1 チェック2
第27条 生活水準を保障される 子どもは、心や体が成長するために必要な生活水準を保障されます。家計が苦しい家庭に対しては、国はできるだけのことをします。	チェック1 チェック2	第28条 教育を受けられる 義務教育はタダ 子どもはタダで義務教育を受けられます。また、上級学校へ進むチャンスを与えられます。学校のきまりは子どもを大切にします。	チェック1 チェック2
第29条 よい教育を受けられる 子どもは、心や体の能力を精一杯発達させ、人権・文化・文明・地球環境を大切にす、よい教育を受けられます。	チェック1 チェック2	第30条 少数民族・先住民の文化は守られる 少数民族や先住民の子どもは、自分たちの文化を大切にし、宗教を信じ、言葉を使うことができます。	チェック1 チェック2
第31条 休みを楽しめる 子どもは休みを与えられ、子どもらしい遊びをすることができます。また、文化的・芸術的な生活に参加できます。	チェック1 チェック2	第32条 ひどい働き方をさせられない 子どもが安すぎる給料で働かされ、また、危ない仕事や、心や体の成長によくない仕事をさせられないよう、国は子どもを守ります。	チェック1 チェック2
第33条 麻薬等から守られる 子どもが麻薬（まやく）を使って心や体を壊（こわ）したり、麻薬（まやく）の製造・売買の仕事に就（つ）いたりしないよう、国は子どもを守ります。	チェック1 チェック2	第34条 性的にイヤなことをさせられない 子どもがお金もうけのために性的にイヤなことをさせられたり、性的な暴力を受けたりしないよう、国は子どもを守ります。	チェック1 チェック2
第35条 誘拐されない 取引されない 子どもが誘拐（ゆうかい）されたり、売られたり買われたりすることがないように、国は予防に努めます。	チェック1 チェック2	第36条 あらゆる悪用から守られる 子どもが、子どもの成長によくないことをさせられながらお金もうけをさせられたりしないよう、国は子どもを守ります。	チェック1 チェック2
第37条 自由を奪う時も子どもらしく 子どもを逮捕（たいほ）し、自由を奪（うば）う時は、子どもの年齢にあった取りあつかいをします。拷問（ごうもん）・死刑はいけません。	チェック1 チェック2	第38条 戦争から守られる 15才未満の子どもは兵士とされてはいけません。戦争の被害にあった子どもを守るため、国はできることを全てします。	チェック1 チェック2
第39条 被害から回復できる ひどい取りあつかいを受けたり、戦争の被害にあったりした子どもの心や体が回復するよう、国はできることを全てします。	チェック1 チェック2	第40条 将来を大切にされた裁判を受けられる 子どもは公正な裁判を受けられます。また、他の人の人権を尊重できる人間となって社会に復帰できるよう取りあつかわれます。	チェック1 チェック2

○アニメ「めぐみ」を取り上げた指導例（小学校高学年 特別の教科 道徳）

- 1 主題名 大切な家族（C-1 5 家族愛、家庭生活の充実）
- 2 教材名 「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」（短縮版）
- 3 本時のねらい
 拉致され家族と引き離された両親の気持ちを考えることを通して、家族が相互に深い信頼関係で結ばれていることに気づき、これからも家族を大切にしようという態度を育てる。
- 4 育てたい資質・能力
 ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性（技能）
- 5 学習過程

学習活動 主な発問（○）、 予想される児童の反応（・）	指導上の留意点、評価（○）、資質・能力（※）
<p>1 家族について考える。 ○家族とは、どんな存在ですか。 ・困ったときに助けてくれる。 ・いつも優しくしてくれる。 ・時々けんかする。</p> <p>2 アニメ「めぐみ」を視聴し、話し合う。 ○めぐみさんがいなくなってしまったとき、両親はどんな気持ちになったと思いますか。 ・どこに行ったのだろう。 ・なんでめぐみがいなくなってしまったのだろうか。 ・早く見つかってほしい。</p> <p>◎通行人に冷たい態度をされても署名活動を続ける両親は、どんな気持ちだったと思いますか。 ・絶対にめぐみを助け出すんだ。 ・日本のみんなにこんなひどい事件があることを知ってもらいたい。 ・みんなにも協力してもらって、めぐみを助けたい。</p> <p>3 自分をふりかえり、めあてについて考えを深める。 ○今日の学習をとおして、「家族」とはどんな存在だと思いましたか。また、家族のために、どんな行動をしていきたいですか。 ・とても大切な存在。これからも、家族を大切にしたい。 ・家族は自分のことをとても大切にしてくれている。だから、心配をかけないようにしたい。 ・家族のために、自分のできることをしていきたい。</p> <p>4 教師の話を聞く。</p>	<p>・日常生活の中で、家族とどんな思い出や出来事があったのかを思い出させる。 ・様々な家族の形があるので、児童の実態を考えて発問する。</p> <p>・アニメを視聴する前に、あらかじめ拉致問題について資料等を活用しながら説明しておく。 ・アニメ「めぐみ」の短縮版（約15分）を視聴させる。特にめぐみさんの両親の気持ちについて考えながら見るよう伝える。 ・内容やわかりにくい言葉等については、補足しながら視聴させる。 ・めぐみさんの母親が、「北朝鮮の一般の人たちを憎んだり恨んだりしているわけではない。」という言葉引用しながら、北朝鮮や日本に住んでいる外国人等への差別につながらないように配慮する。 ※他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性（技能）</p> <p>・今まで愛情を注いで育ててきためぐみさんを必死になって探す家族に注目し、気持ちを考えられるようにする。 ・何とかしてめぐみさんを助けたいと行動する両親の気持ちを考えられるようにする。 ※他者の傷みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性（技能）</p> <p>・家族の愛情、絆について、これから家族とどう接していきたいか、自分の家族を思い出しながら考えられるようにする。 ○家族の大切さに気づき、家族の一員として生活しているとする気持ちをもつことができたか。（発言・ワークシート）</p> <p>・家族との関わりにまつわるエピソード等を話し、家族の大切さについて考えられるようにする。</p>

世界人権宣言カード

<p>第1条 人間の本質</p> <p>人間は自由・平等なものとして生まれる。人間は理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって行動するべきである。</p>	チェック1	<p>第2条 差別はダメ</p> <p>人種、性、言葉、信念、生まれ、財産などを理由として差別してはいけない。</p>	チェック1
	チェック2		チェック2
<p>第3条 安全にくらせる</p> <p>生命、自由、身体の安全は守られる。</p>	チェック1	<p>第4条 奴隷はダメ！ 絶対</p> <p>奴隷にすること、奴隷的労働を強いること及び人身売買は、どんな形でも絶対にしてはいけない。</p>	チェック1
	チェック2		チェック2
<p>第5条 拷問はダメ</p> <p>拷問や非人道的な取り扱いはしてはいけない。</p>	チェック1	<p>第6条 人として認められる</p> <p>いつでもどこでも、法によって人として認められる。</p>	チェック1
	チェック2		チェック2
<p>第7条 法は人を平等に扱う</p> <p>この宣言に反するどんな差別からも守られる。 法は人を平等に扱う。</p>	チェック1	<p>第8条 裁判所の助けを受けられる</p> <p>法で認められた権利を犯された場合は、裁判所による効果的な救済を受けることができる。</p>	チェック1
	チェック2		チェック2
<p>第9条 取調べは手続きを守って</p> <p>逮捕、身柄の拘束、国外追放などは、きちんと手続きをふんだ上でないと行えない。</p>	チェック1	<p>第10条 裁判は公正に</p> <p>裁判は公正・公平に、公開で行われる。</p>	チェック1
	チェック2		チェック2
<p>第11条 容疑者＝犯人とは限らない</p> <p>訴えられた人は、有罪が確定するまでは犯人とはみなされない。罪と罰は法律で定められていなければならない。</p>	チェック1	<p>第12条 プライバシーは守られる</p> <p>私生活や通信をあばかれたり、名誉や信用を傷つけられたりする行為から守られる。</p>	チェック1
	チェック2		チェック2
<p>第13条 住みたいところに住める</p> <p>行きたいところに行ける。住みたいところに住める。出国し、帰国できる。</p>	チェック1	<p>第14条 危険な国からは避難できる</p> <p>迫害を免れるため、他国に避難することができる。</p>	チェック1
	チェック2		チェック2
<p>第15条 国籍を持てる(選べる)</p> <p>国籍を持てる。国籍を選べる。国籍を奪われてはいけない。</p>	チェック1	<p>第16条 結婚は2人で決められる</p> <p>結婚は当事者2人の合意で成立する。家庭は社会や国の保護を受けられる。</p>	チェック1
	チェック2		チェック2

世界人権宣言カード

<p>第 17 条 財産をむやみに奪われない</p> <p>個人や共同の財産所有を認められる。不当に財産を奪われることはない。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 18 条 思想・良心・宗教は自由</p> <p>思想、良心、宗教を自由に決めたり、変更したり、表明したりできる。</p>	<p>チェック 1</p>
<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>
<p>第 19 条 表現は自由</p> <p>干渉されずに自分の意見を決められる。自分の意見を表明したり、他人の意見を求めたりできる。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 20 条 集会・結社は自由</p> <p>平和的な集会に参加し、団体を作ることができる。団体に参加することを強制されない。</p>	<p>チェック 1</p>
<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>
<p>第 21 条 政治に参加できる</p> <p>政治に参加できる。選挙は普通選挙とし、投票は秘密投票とする。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 22 条 人間性を発展させられる</p> <p>人間性を発展させられるような経済的、社会的、文化的環境でくらしを。国はできるだけのことをする。</p>	<p>チェック 1</p>
<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>
<p>第 23 条 自由に豊かに働ける</p> <p>職業を選べる。労働条件を良いものとするができる。失業から守られる。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 24 条 しっかり休める</p> <p>(有給で) しっかり休み、余暇を楽しめる。労働時間は合理的に制限される。</p>	<p>チェック 1</p>
<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>
<p>第 25 条 健康を保てる</p> <p>衣・食・住・医療などの面で、健康で幸福な生活を保てる。生活が困難な場合は保護を受けられる。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 26 条 良い教育を受けられる</p> <p>人格の発展、人権の尊重、平和の実現に向けた良い教育を受けられる。義務教育はタダとする。</p>	<p>チェック 1</p>
<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>
<p>第 27 条 文化を楽しむ</p> <p>文化生活に参加し、芸術を楽しむ、科学の恩恵にあずかれる。著作権は保護される。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 28 条 宣言の実現を求められる</p> <p>この宣言に掲げられた権利と自由が実現できるような社会的・国際的秩序を求められる。</p>	<p>チェック 1</p>
<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>
<p>第 29 条 他人の権利も大切に</p> <p>権利を行使するときは他人の権利を尊重し、道徳・公の秩序・福祉の要求の制限に従う。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 30 条 権利を奪う<権利>はない</p> <p>この宣言に掲げられた権利と自由を破壊するような行為は、権利とは認められない。</p>	<p>チェック 1</p>
<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>	<p>チェック 2</p>

○アニメ「めぐみ」を活用した指導例（中学校 特別の教科 道徳）

- 1 主題名 よりよい社会の実現（C-1 1 公正、公平、社会正義）
- 2 教材名 「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』（短縮版）
- 3 本時のねらい
 拉致被害者の救出へ向けて活動する家族等の姿を知り、人権を侵害された人やその家族の思いに寄り添い、自分にできることを考えることを通して、誰もが安心して生活できる社会をつくっていかうとする態度を育てる。
- 4 育てたい資質・能力
 - ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性（技能）
 - ・正義、自由、平等などの理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度（態度）
- 5 学習過程

学習活動 発問（○）、生徒の反応（・）	指導上の留意点（・）、評価（○）、資質・能力（※）
1 現代社会にある人権課題について考える。 ○現在、世の中にはどんな人権課題がありますか。 ・いじめ、部落差別、障がいを理由にした差別、インターネットによる人権侵害等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科や総合的な学習の時間等で学んだことを思い出させる。 ・人権侵害について幅広く問いかけ、自分たちが暮らす社会全体に目を向けさせることで、本時で扱う道徳的価値への導入を図る。 ・それらの課題を解決するために、普段何ができているかも問いかけたい。
めあて : 誰もが安心して生活できる社会をつくるために、どのようなことが大切なのかを考えよう	
2 アニメ「めぐみ」を視聴し、話し合う。 ※署名活動の場面終了（8分過ぎ）までを視聴する。 ○めぐみさんの両親は、どんな思いで街頭で救出を呼びかけているのだろう。 ・一人でも多くの人に協力してほしい。 ・一緒に頑張ってくれる仲間がいて、うれしい。 ・辛くてたまらないが、救出するために頑張りたい。 ○署名活動をするめぐみさんの両親の「呼びかけに応じていた人」「呼びかけに応じなかった人」それぞれは、どんな思いだったのでしょうか？ ※各自ワークシートに記入し、グループで共有した後、グループの意見を発表し合う。 「両親の呼びかけに応じなかった人」の思い ・拉致問題についてよくわからない。 ・拉致問題に興味がない。自分には関係ない。 ・今は時間的な余裕がない。 「両親の呼びかけに応じていた人」の思い ・困っている人を放ってはおけない。 ・一人でも多くの人に関心を持ち、小さな協力をすることが助けになるのではないか。 ※続きから最後までを視聴する。 ◎拉致被害者やその家族に限らず、人権を侵害された人やその家族の思いに寄り添うために、自分にできることはどんなことだろうか？ ・署名活動などに協力する。 ・その問題に関心をもって、知ろうとする。 ・何が正しいのか、相手の気持ちを想像して考える。 ・解決へ向けて誰がどうすれば良いか話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・めぐみさんの両親の気持ちを考えながら視聴するように伝える。 ・めぐみさん本人の思いにも触れ、同じ中学生として、人権を侵害されるということがどんなことなのかを考えさせる。 ・社会科の学習内容を思い出させ、拉致問題は、人々の自由や幸せを奪う重大な人権侵害であることを確認する。 ※他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性（技能） ・呼びかけに応じる人、見てみぬふりをして通り過ぎる人の思いを比較して考えることで、人権を侵害された人やその家族の思いに寄り添うことの大切さに気づかせる。 ・めぐみさんの母親の「北朝鮮の一般の人たちを憎んだり恨んだりしているわけではない。」という言葉引用しながら、北朝鮮や日本に住んでいる外国人等への差別につながらないように配慮する。 ・（I C T 活用）Jamboard に考えを記入させ、クラス全体で共有する。それをもとにグループ内で話し合わせることで、多様な考えに出会わせるよう工夫する。 ・拉致問題以外の人権課題にも思いを馳せるよう促す。 ・生徒の反応を取り上げながら、拉致問題も他の人権課題も、当事者以外の者が見てみぬふりではなく、関心を持って自分にできることを考えることが当事者の支えになり、よりよい社会につながることを確認する。 ※正義、自由、平等などの理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度（態度）
3 学習を振り返り、めあてについて考えを深める。 ○誰もが安心して生活できる社会をつくるために、大切にしたいことはどんなことですか？ ※ワークシートに記入し、級友と共有する。 ・困っている人の思いを想像し、寄り添うこと ・正しい知識を得ること ・見てみぬふりをせず、行動を起こすこと	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な社会集団の一員としての自分自身に焦点を当て、今後の自己の生き方について、今日の学習の成果を活かして考えることができるよう促す。 ○誰もが安心して生活できる社会へ向けて考え、今後の生活につなげていく意欲がもてたか。 [発言、ワークシート]

参考：人権課題「北朝鮮当局による拉致問題等」の指導の手引き～アニメ「めぐみ」等の活用について～
 （発行：兵庫県教育委員会 令和元年7月改訂）

(4) 高等学校の指導事例

○新聞の社説を取り上げた指導例（高等学校 ホームルーム活動）

- 1 単元名 The original editorial ～ 社説を読もう 社説を書こう ～
- 2 単元の目標
国際理解、情報、環境、福祉・健康等の分野に関わる新聞の社説を共同で収集・分析する活動を通して、自己の在り方生き方を考えるとともに、収集した情報や知識を活用して自己の考えを社説の形にまとめ発表することができるようにする。
- 3 単元の評価規準（省略）
- 4 指導と評価の計画（省略）
- 5 育てたい資質・能力
・合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能（技能）
・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意思や態度（態度）
- 6 本時の指導（2時間扱い）※単元の導入として
（本時目標）国連の北朝鮮における人権に関する調査委員会の報告書（2014年2月）を取り上げた社説について多面的・多角的に考えることができる。

学習活動	指導上の留意事項＜準備物＞	評価（○）及び評価方法、資質・能力（※）
1 本時の学習課題をとらえる。		
社説の構成を分析しよう		
2 3つの新聞社の社説の構成を分析・比較する。 【班・担当決め】 ・3人で班をつくり、担当する新聞社を決める。 【エキスパート活動】 ・同じ新聞社の担当者で班をつくり、社説の構成を分析する。 （個人思考→班活動） 【ジグソー活動】 ・元の班に戻り、エキスパート活動の内容を伝え合いながら、社説の構成を比較・分析し、分析結果を模造紙上に表現する。（班活動） 【クロストーク】 ・模造紙を示しながら発表し、話し合う。 （全体活動）	<ul style="list-style-type: none"> ・進行手順を説明する。 ＜国連の北朝鮮における人権に関する調査委員会の報告書を取り上げた社説※＞ ※全国紙・地方紙を織り交ぜる ・分析する視点の例を示す。 例) 事実を述べている箇所 主張を述べている箇所 ・分析する視点の例を示す。 例) 各社に共通する点 事実と主張の量的バランス 各社が重視している観点 各社の主張の説得力（その理由） ＜模造紙、マジック＞ ・拉致問題が北朝鮮当局による人権侵害であることを理解させるとともに、新たな差別や偏見を生み出すことのないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能（技能） ○国連の北朝鮮における人権に関する調査委員会の報告書を取り上げた社説について多面的・多角的に考えているか。 <p>制作物による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模造紙資料 <p>観察による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いでの発言
3 本時のまとめをする ・振り返りカードに記入する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「今日の気づき」「自分との関わり」の視点から記入させる。 ・新聞の社説を共同で収集・分析し、自己の考えを社説の形にまとめ発表することを予告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意思や態度（態度）

【本時以降の展開例】

- 国際理解、情報、環境、福祉・健康等の分野に関わる新聞の社説を共同で収集・分析し、収集した情報や知識を活用して自己の考えを社説の形にまとめ発表する。

(5) 児童生徒の発達段階等を踏まえた計画的な指導

◆児童生徒の発達段階等を踏まえた計画的な指導

「拉致問題学習」は、教科（社会科、地理歴史科、公民科、道徳科等）や、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、人権教育講演会等での取組が考えられます。学習の際には、各学校の児童生徒の実態、各教科の学習内容等と関連付けながら、何学年のどの時期に学習するかなど、人権教育の年間指導計画に位置付けて計画的に指導することが重要です。

<学習指導計画例>

	【1時間目】 人権概念を明確にする指導	【2時間目】 感受性を高める指導	【3時間目】 言葉を通じてよりよく 考える力を養う指導
	<p>人権とは何かについて明確に理解することは、人権教育の第一歩です。人権に関する基本的理解が不十分であるために様々な誤解や曲解が生じ、それが社会問題や混乱の原因になる場合も少なくありません。人権とは何かについてわかりやすく理解できるための効果的な学習を行います。</p>	<p>他者の感情や望みを感じ取り、配慮できる能力は人権感覚を高めるための重要な要素の一つです。保護者や様々な人たちの自分に対する思いや願いを理解し、自分と他の人たちの生命を大切にできるような態度・技能を養ったり、外部講師の話の聴いて感受性を育成したりする学習を行います。</p>	<p>学んだことを自分なりの言葉で表現することを通して、自己の成長と改善点を見出し、次の学習につなげるための土台を築き、学びに向かう力を養う学習を行います。</p>
例①	<p>普遍的な視点の指導事例</p> <p>※権利のカードの活用*</p> <p><小学校> 【総合的な学習の時間】 ・子どもの権利条約</p> <p><中学校・高校> ④【総合的な学習の時間】 ⑤【ホームルーム活動】 ・世界人権宣言</p>	<p>指導参考資料の指導事例</p> <p>※アニメ「めぐみ」の活用</p> <p><小学校> 9ページ 【特別の教科 道徳】 家族愛、家庭生活の充実</p> <p><中学校・高校> 13ページ ④【特別の教科 道徳】 公正・公平、社会正義 ⑤【ホームルーム活動】</p>	<p>作文</p> <p><中学校> ・全国中学生人権作文コンテスト鳥取県大会 ※9月上旬締切 ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール 中学生部門 英語エッセイ部門 ※9月下旬締切</p> <p><高校> ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール 高校生部門 英語エッセイ部門 ※9月下旬締切</p>
例②	<p>指導参考資料の指導事例</p> <p><小学校> 6ページ 【総合的な学習の時間】 ・子どもの権利条約 ・アニメ「めぐみ」</p> <p><中学校> 10ページ 【総合的な学習の時間】 ・世界人権宣言 ・拉致被害者家族のインタビュー記事</p> <p><高校> 14ページ 【ホームルーム活動】 ・社説の分析・比較（ジグソー法）</p>		<p>レポート作成・発表</p> <p><中学校> ・公民的分野の「人間の尊厳と日本国憲法の基本的原則」の学習のまとめ</p> <p><高校> ・公民科の「人間の尊厳と平等、個人の尊重、法の支配などの公共的な空間における基本的原理」などの学習のまとめ</p>
例③	<p>拉致問題学習会（人権学習講師派遣事業）</p> <p><小学校・中学校・高校> ④⑤【総合的な学習の時間】 ⑥【ホームルーム活動】 ・世界人権宣言 ・アニメ「めぐみ」 ・拉致被害者家族のお話</p>		

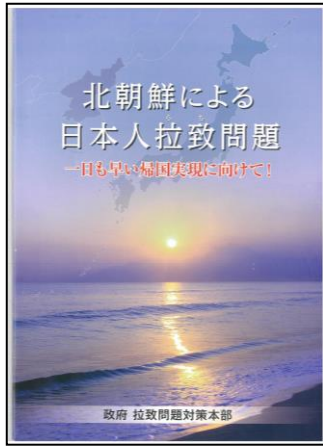
*：「権利のカード（世界人権宣言版・子どもの権利条約版）」[人権教育課ホームページ・刊行物]

※指導案と資料はこちら➡



4 学習を進めるにあたって

本資料のほかに、国や本県作成の小冊子、パンフレットなどもあります。各ホームページからダウンロードできるますので、拉致問題への理解を深めるためにご活用ください。



「北朝鮮による日本人拉致問題
一日も早い帰国の実現に向けて！」

政府 拉致問題対策本部



「すべての拉致被害者の帰国を
目指して -北朝鮮側主張の問題点-」

政府 拉致問題対策本部



「美しい故郷へ・・・必ず取り
戻す！」

鳥取県

● 政府 拉致問題対策本部ホームページ

<https://www.rachi.go.jp/>

- ・アニメ「めぐみ」の視聴、ダウンロード
- ・拉致問題啓発活動資料（パンフレット）
- ・拉致問題の理解促進・情報発信にかかる最近の政府の取組について
- ・拉致被害者ご家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～
- ・拉致問題啓発映像作品「～メッセージ～家族たちの思い」
- ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間 作文コンクール入賞作品集

● 法務省人権擁護局ホームページ

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>

● 文部科学省ホームページ「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する参考資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322255.htm

- ・アニメ「めぐみ」を学校で活用する際の指導の参考となる資料

● 鳥取県ホームページ 北朝鮮拉致問題

<https://www.pref.tottori.lg.jp/rachi/>

- ・県内拉致問題啓発小冊子、啓発チラシのダウンロード
- ・県内の取組について

「変えよう、自分」

鳥取県 青翔開智中学校三年 木原寛太

今、なぜ拉致問題があるのか。なぜ北朝鮮は拉致するのかが分からない。拉致しても何も始まらないし、誰もうれしくない。

ぼくは、アニメ「めぐみ」を視聴した。アニメなのに今まで見た中で、一番怖かった。でも、めぐみさんは、それ以上に怖い体験をしているのだ。拉致されて、船の中に閉じこめられた時、おそらくぼくは心が折れて、生きたくない衝動にかられると思う。それに対してめぐみさんは、泣きくずれはしたもののいつか帰れるという希望を持って、一生けん命に生きていたように思えた。そして、その気持ちを支える両親や兄弟たち。悲しいだけでは済まされない出来事であるからこそ、精一杯拉致問題を解決するための運動を続けた。ぼくは思った。離れていても心はつながっている。家族の絆は強く、無限大だ、と。

ところで、日朝首脳会談が2002年と2004年の2回行われた。その時に日本人拉致被害者は5人返還されたが、まだ生存者もいる。さらには、死者もいる。ぼくは、不思議すぎて、訳が分からない。この会談以降、未だに何もできない。やろうと、救おうと、拉致問題をなくそうとしているのに、やらないのではなく、できない。そのような世界であっていいのだろうか。そして、また会談を行い、拉致をなくし、平和な世界にするべきだ。アメリカが北朝鮮に非核化を求めているように日本も拉致問題解決に向けて、進歩するべきだ。そういった行いが、世界的に拉致問題をなくすことにつ

ながると思う。

では、どうやってこの問題の深刻さや重大さを伝えるべきか。それは日本政府のみならず、国民全体で協力すべきだ。問題解決に向けての活動グループを拡大し、世界的に発信する。そのためのお金を国民が募金して、費用を調達したりと、いろいろなことができる。誰かがしないと何も始まらない。

まずは、この問題を理解するべきだと思う。そうしないと何も感じることができない。実際に「めぐみ」を視聴してからの心情が大きく変化した。思っていたよりもとても深刻。もし拉致されたら、誰に助けられるのか。家族、友人、もしかすると国民かもしれない。国民に助けられて、うれしくないと思う人はいるのだろうか。やられて嫌なことはやらない、うれしいことは相手も多分うれしい。国民の一人であるのだから、みんながやっているから自分がやらなくても大丈夫なんかじゃない。自分もやるんだ。その気持ちと行動が拉致問題のみならず、たくさんの問題解決につながる。変わるのには世界だけではない。自分もだ。

出典…北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール2018

(主催 政府拉致問題対策本部) 入賞作品集

中学生部門 特別賞

改めて、考える時

熊本県立八代工業高等学校三年 梅川 勉

私は昨年、突然父を亡くした。入院していたわけでもなく、もちろん、命が脅かされる疾患を持っていたわけでもなかった。しかし、ある日のこと、それは本当に突然訪れたのだ。誰かが作り上げたドラマか映画の中でしか見たことのない出来事が、自分の身に降りかかった時、うろたえ、躊躇し、立ちすくんだ。そして同時に、思考は完全に停止し、何も考えられなくなったことを、今でも鮮明に覚えている。

大切な人を失う悲しみ、ぶつけようもない恨みや憎しみ、そして日に日に積もる喪失感。この状況に遭遇したこと、これまで、他人事としてしか捉えていなかった「北朝鮮による拉致被害者家族の感情」に、一つの実感として触れたようだった。

「北朝鮮拉致被害者」と聞いて、真っ先に思い浮かぶのは、横田めぐみさんだ。一九七七年、十一月十五日、拉致被害にあい、その後、幾度となく行われた北朝鮮への要請や会談があつて尚、いまだに帰還はかかっていない。これまでのニュースの多くは、被害者家族の方々が「悲痛な叫びと諦めない決意」を語って終わる。私が小学生の頃から何度も見てきた、変わらない光景だった。

それからさらに月日を経て、私はこの作文を書いている。その中で、私の頭の大部分を占めているのは、「なぜ、いまだに問題が解決しないか?」ということだった。

例えば、学校の授業の中でも、拉致被害について考える機会は、何度もあった。おそらく、世代を問わず、皆がそうだろう。しか

し、与えられる情報は、毎回同じ資料に、再現映像、受け取る側も、進展のない現実、半ば落胆し、半ば諦めという同じ感想にならざるをえない。この事実を忘れないことは大事であるが、果たして、忘れないということだけですませてよいのだろうか。

拉致問題の解決を掲げる政治家に投票することや、署名活動に参加することなど、これらの活動にも、どこか他人事である。「大変だな」と感想を抱きつつも、署名活動で街頭に立つ方々を、横目で見ながら冷淡に通り過ぎる自分。そこには「アリの制御不能な象を倒せるはずがない」という、どこか冷めた打算的な自分が見え隠れする。いつしか他人に関心を払わなくなった日本人の感性は、現代における拉致被害に対する関心の低さにつながっていないだろうか。事実、めぐみさんの父親である、横田滋さんの訃報は、コロナの報道に埋め尽くされてしまっていた。

これから、国際情勢が変化する中で、問題解決に向けた進展があるかもしれない。結局、私を含めた国民の意識自体が変わらない限り、本質的な問題は何も解決しないのではないだろうか。改めて、考える時だと思う。そこからしか何も始まらない。

出典…北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール2021

(主催 政府拉致問題対策本部) 入賞作品集

高校生部門 最優秀賞

参考資料 ① 未帰還の政府認定拉致被害者

▶平成14年に北朝鮮が拉致を認める

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消し、北朝鮮による拉致の疑いがもたれていましたが、平成14年(2002年)の日朝首脳会談で北朝鮮が正式に拉致を認めて謝罪しました。

政府が北朝鮮による拉致被害者と認定している日本人は、鳥取県民1人を含む17人ですが、北朝鮮はうち13人の入境しか認めていません。政府が認定した17人以外にも行方不明となった際の状況から北朝鮮による拉致の疑いが濃厚な方が多数いらっしゃいます。

▶他国にもいる拉致被害者

韓国政府によると、昭和25年(1950年)～28年(1953年)の朝鮮戦争中に約十万人が拉致され、休戦後も約4千人が拉致され、うち5百人が未帰還であるとされています。

昭和53年(1978年)には4人のレバノン人が拉致されましたが、翌年に解放されました。帰国した拉致被害者などの証言によると、拉致された人の中にはルーマニア人やタイ人も含まれています。

未帰還の政府認定拉致被害者 (12人)

法律*に基づき政府が北朝鮮によって拉致されたと認定した「政府認定拉致被害者」のうち、10月31日現在で未帰還の方は次の12人です。

(法律*：「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」)



久米 裕さん ①



松本 京子さん ②



横田めぐみさん ③



田中 実さん ④



田口八重子さん ⑤



市川 修一さん ⑥



増元るみ子さん ⑦



曾我ミヨシさん ⑧



石岡 亨さん ⑨



松木 薫さん ⑩



原 救児さん ⑪



有本 恵子さん ⑫

北朝鮮による拉致に関連する、主な出来事

年月日	主な出来事
昭和44年(1969年)11月4日	上田 英司さん(当時20歳)が失踪 【東京または京都にて】
昭和52年(1977年)9月19日	久米 裕さん(当時52歳)が失踪……………① 【石川県内にて】
昭和52年(1977年)10月21日	松本 京子さん(当時29歳)が失踪……………② 【米子市内にて】
昭和52年(1977年)11月14日	古都 瑞子さん(当時47歳)が失踪……………③ 【米子市内にて】
昭和52年(1977年)11月15日	横田めぐみさん(当時13歳)が失踪……………③ 【新潟県内にて】
昭和53年(1978年)6月頃	田中 実さん(当時28歳)が失踪……………④ 【欧州に向け出国後失踪】
	田口八重子さん(当時22歳)が失踪……………⑤ 【実行場所不明】
昭和53年(1978年)7月7日	地村 保志さん(当時23歳)、濱本富貴恵さん*(当時23歳)が失踪(*:現在は地村富貴恵さん) 【福井県内にて】
昭和53年(1978年)7月31日	蓮池 薫さん(当時20歳)、奥土祐木子さん*(当時22歳)が失踪(*:現在は蓮池祐木子さん) 【新潟県内にて】

年 月 日	主な出来事
昭和 53 年 (1978 年) 8 月 12 日	市川 修一さん (当時 23 歳)、増元るみ子さん (当時 24 歳) が失踪 …… ⑥、⑦ 【鹿児島県内にて】
	曾我ミヨシさん (当時 46 歳)、曾我ひとみさん (当時 19 歳) が失踪 …… ⑧ 【新潟県内にて】
昭和 55 年 (1980 年) 1 月 7 日	3組のアベック蒸発 (福井県、新潟県、鹿児島県) に外国情報機関の関与が疑われることが新聞で報道される。(サンケイ新聞、一部地域のみ)
昭和 55 年 (1980 年) 5 月 頃	石岡 亨さん (当時 22 歳) が失踪 …… ⑨ 【欧州にて】
	松木 薫さん (当時 26 歳、男性) が失踪 …… ⑩ 【欧州にて】
昭和 55 年 (1980 年) 6 月中旬	原 教晁さん (当時 43 歳) が失踪 …… ⑪ 【宮崎県内にて】
昭和 58 年 (1983 年) 7 月 頃	有本 恵子さん (当時 23 歳) が失踪 …… ⑫ 【欧州にて】
昭和 60 年 (1985 年) 2 月 頃	辛光洙 (シン・グァンス) 工作員を韓国当局が逮捕 (辛工作員は原教晁さんのパスポートを用いて 4 回来日)
昭和 62 年 (1987 年) 11 月 29 日	大韓航空機爆破事件が発生、乗員・乗客 115 名全員が死亡。実行犯のうち女性 1 人を逮捕
昭和 63 年 (1988 年) 8 月 2 日	矢倉富康さん (当時 36 歳) が失踪 【米子市沖日本海】
平成 2 年 (1990 年) 1 月	大韓航空機爆破事件実行犯の金賢姫 (キム・ヒョンヒ) 元・工作員が、日本人女性の「李恩恵 (リ・ウネ)」から日本語教育を受けたことを自供
平成 2 年 (1990 年) 5 月	警察庁が「李恩恵」は田口八重子さんと特定
平成 9 年 (1997 年) 2 月 3 日	新聞と雑誌が横田めぐみさんの失踪が北朝鮮による拉致であることを報道 (産経新聞、AERA)
平成 9 年 (1997 年) 3 月 25 日	北朝鮮による拉致被害者家族連絡会 (家族会) の結成
平成 9 年 (1997 年) 5 月 1 日	政府が北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であると発表
平成 14 年 (2002 年) 3 月	よど号ハイジャック実行犯の元妻が有本さん拉致を証言
平成 14 年 (2002 年) 9 月 17 日	第 1 回日朝首脳会談 (平壤) で、故・金正日軍事委員長が北朝鮮による拉致を認め謝罪
平成 14 年 (2002 年) 10 月 15 日	拉致被害者のうち 5 人が帰国
平成 16 年 (2004 年) 5 月 22 日	第 2 回日朝首脳会談 (平壤) 蓮池さん夫妻と地村さん夫妻の子ども 5 人が帰国
平成 16 年 (2004 年) 7 月 18 日	曾我さんの夫と娘 2 人が帰国
平成 16 年 (2004 年) 11 月 9 日～ 11 月 14 日	第 3 回日朝実務者協議 (平壤) 横田めぐみさんの遺骨とされる人骨や写真を持ち帰り。
平成 20 年 (2008 年) 6 月 11 日～ 6 月 12 日	日朝実務者協議 (北京) で北朝鮮が拉致問題の再調査を表明
平成 20 年 (2008 年) 9 月 4 日	北朝鮮が拉致問題の再調査の先送りを日本側に連絡
平成 22 年 (2010 年) 7 月 20 日～ 7 月 23 日	金賢姫 (キム・ヒョンヒ) 元・工作員が来日して拉致被害者家族と面会
平成 23 年 (2011 年) 12 月 17 日	金正日軍事委員長 (朝鮮労働党総書記) が死去
平成 24 年 (2012 年) 4 月 11 日	金正恩氏が朝鮮労働党第 1 書記に就任
平成 24 年 (2012 年) 8 月 29 日～ 8 月 31 日	日朝政府間予備協議 (北京) が開催され、双方の関心の高いものを協議するという事で一致

〔「とっとり人権情報誌 ふらっと 第 18 号」(平成 24 年 鳥取県) より〕

(その後の経過)

平成 24 (2012) 年 11 月 15 日～16 日	日朝政府間協議 (モンゴル・ウランバートル) が開催され、拉致問題について協議を継続していくことで一致。
平成 24 (2012) 年 12 月上旬	北朝鮮がミサイル発射の予告を行ったことを受け、日朝政府間協議を延期。
平成 25 (2013) 年 3 月	国連人権理事が「北朝鮮における人権に関する調査委員会」を設置。
平成 26 (2014) 年 3 月	「北朝鮮における人権に関する調査委員会」が報告書を提出。拉致被害者を速やかに帰国させるよう勧告
平成 26 (2014) 年 5 月	日朝政府間協議 (ストックホルム) が開催され、北朝鮮側は拉致被害者を含むすべての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束。
平成 28 (2016) 年 2 月	我が国独自の対北朝鮮措置発表。北朝鮮側は、包括的調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を一方向的に宣言。
平成 28 (2016) 年 6 月	金正恩国防委員会第一委員長が国務委員長に就任

参考資料 ② 鳥取県関係の拉致被害者・拉致された疑いがある人



政府認定拉致被害者

まつもと きょうこ
松本京子さん (米子市出身)

1977 (昭和 52) 年 10 月 21 日拉致 (当時 29 歳)
自宅近くの編み物教室に行くとき夜 8 時頃家を出る。この夜、自宅から約 200m 離れたところで、松本さんと思われる女性と 2 人の男が話しているのを近所の人が目撃。片方のサンダルを残したまま松本さんは姿を消した。



ふるいち みずこ
古都瑞子さん (日南町出身)

1977 (昭和 52) 年 11 月 14 日失踪 (当時 47 歳)
午後 9 時頃、旅館での仕事を終え一時帰宅。その後、普段着に着替え出かける。自宅には近く東京へ行く切符や、ハンドバッグ、現金、常に持ち歩いていたポケベルも置いたまま。



うえだ えいじ
上田英司さん (伯耆町出身)

1969 (昭和 44) 年 11 月 4 日 (当時 20 歳)
東京都又は京都府で失踪

失踪当日「京都に行ってくる」と家主に言い残して東京都内の下宿を出て行ったまま行方不明。荷物は紙袋一つだった。



やくら とみやす
矢倉富康さん (米子市出身)

1988 (昭和 63) 年 8 月 2 日失踪 (当時 36 歳)

一人で漁に出発して翌 3 日朝 6 時に帰港する予定だったが行方不明。海上保安庁と漁業組合が操業海域を捜索したが手がかりなし。8 月 10 日竹島沖南南東 25km で漁船を発見。左舷前方に他の船と衝突した痕跡。3 年前まで精密工作機械製作のエンジニアだった。



きまち はやと
木町勇人さん (大山町出身)

1975 (昭和 50) 年 8 月 25 日失踪 (当時 20 歳)
京都府宇治市の下宿先を出て以降、行方不明

〔「特定失踪者問題調査会ホームページ」より〕

参考資料 ③ 関係法令

◇「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（抄）」

（平成18年6月23日法律第96号）

第一条（目的）

この法律は、二千五年十二月十六日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

第二条（国の責務）

国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題（以下「拉致問題」という。）を解決するため、最大限の努力をするものとする。

2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。

3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

第三条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

◇「人権教育・啓発に関する基本計画（抄）」

平成14年3月15日閣議決定（策定）

平成23年4月1日閣議決定（変更）

第4章2 各人権課題に対する取組（12）北朝鮮当局による拉致問題等

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるとい同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。〔…〕

④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）〔…〕

<表紙のブルーリボン>

ブルーリボンは拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示です。
ブルーは、拉致被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」と被害者と家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。

「拉致問題に対する理解を深めるために」

平成26年3月 発行

令和4年4月 改訂

編集・発行 鳥取県教育委員会事務局人権教育課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地

電話 (0857)26-7535 (直通)

FAX (0857)26-8176 (直通)